

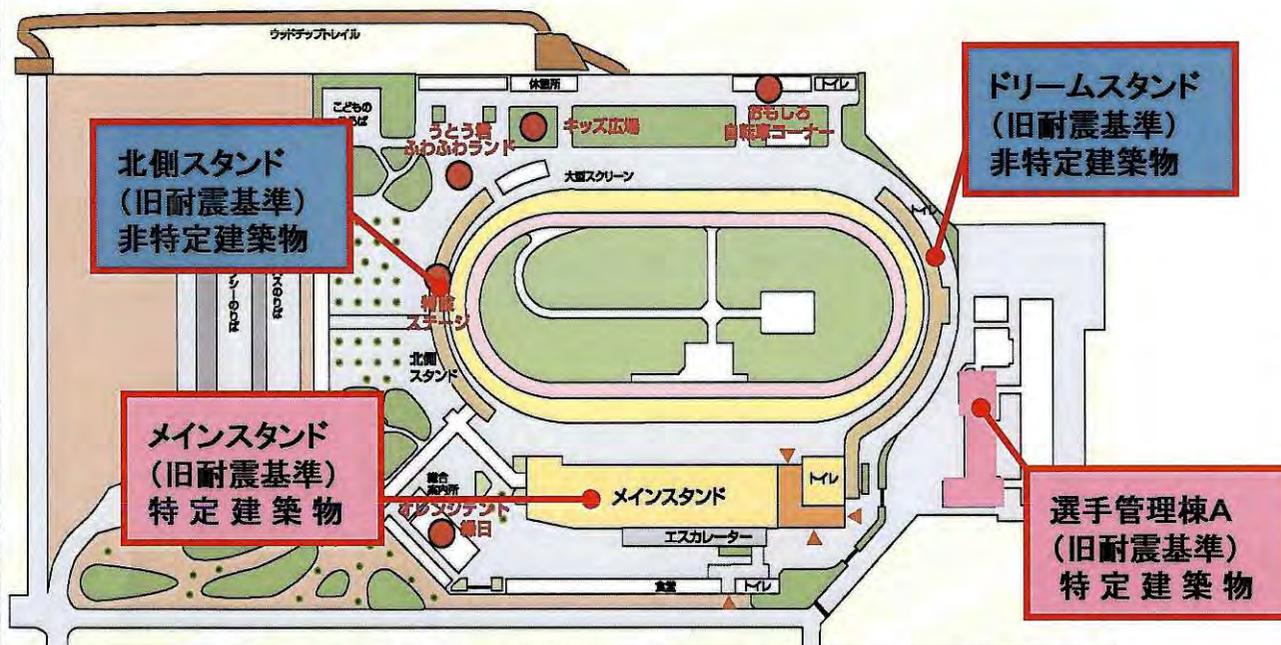
【施設の現状】

青森競輪場メインスタンド及び選手管理棟Aは、耐震診断を行うことが法の努力義務で定められている旧耐震基準※①で建設された特定建築物※②であるが、これまで必要な措置がとられていなかった。今後は法に定められた必要な措置を講じていく。

【今後の予定】

今年度、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用して補助金を交付申請、平成26年度に耐震改修促進法に定められている特定建築物（所有者に対する耐震診断・耐震改修の努力義務を課せられている）に該当するメインスタンドと選手管理棟Aについて、耐震診断を実施する予定。

【青森競輪場場内図】



【競輪場施設の耐震基準】

施設名	基準	
本場メインスタンド	(旧)耐震基準	特定建築物
選手管理棟A	(旧)耐震基準	特定建築物
北側スタンド	※ (旧)耐震基準	
ドリームスタンド	※ (旧)耐震基準	
藤崎場外車券売場	新耐震基準	
選手風呂・控室棟	新耐震基準	
選手管理棟B	新耐震基準	
選手トレーニングセンター	新耐震基準	
藤崎場外車券売場(増築)	新耐震基準	
安方前売サービスセンター	(対象外建築物)	

※ 本場施設のうち、北側スタンド、ドリームスタンドもメインスタンド、選手管理棟Aと同時期に旧耐震基準で建設（建築確認 昭和53年9月5日）されたものであるが、階層3以上ではないため耐震改修促進法に定める特定建築物には該当せず、所有者に対する耐震診断、耐震改修の努力義務は課せられていない。

※① 旧耐震基準 昭和56年5月31日までに建築確認を行って建設された建物。（昭和56年6月1日以降に建築確認を行って建設された建物は新耐震基準）

※② 特定建築物 耐震改修促進法第6条第1号に定める「多数の者が利用する建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物」。（法第6条第1号表1に定められ、競輪場施設が該当する「観覧場」は、階数3以上かつ1,000平方メートル以上）